

## 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法要綱

### 第一 機構の目的

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的とすること。

（第四条関係）

### 第二 業務の範囲

- 一 機構は、第一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。
  - 1 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
  - 2 道路関係四公団から承継した債務（以下「承継債務」という。）の返済を行うこと。
  - 3 第三の協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために

負担した債務を引き受け、当該債務の返済を行うこと。

4 政府又は地方公共団体から受けた出資金を財源として、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、それぞれ、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。

5 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

6 地方公共団体から交付された補助金を財源として、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社にに対し、それぞれ、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

7 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、当該高速道路の道路管理者の権限の代行等を行うこと。  
(第十二条第一項関係)

二 機構は、一の業務のほか、次の業務を行うものとする。

1 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。

2 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させること。  
(第十二条第二項関係)

### 第三 協定

一 機構は、第二の一の業務を行おうとするときは、あらかじめ、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあつては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下一において同じ。)ごとに、次の事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならないものとする。

1 協定の対象となる高速道路の路線名

2 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕の工事の内容

3 2の工事に要する費用に係る債務等であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

4 機構が会社に対して行う第二の一の4、6(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付

#### 計画

5 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

6 会社が徴収する料金の額及びその徴収期間

(第十三条第一項関係)

二 全国路線網に属する高速道路とは、高速自動車国道（高速自動車国道と交通上密接な関連を有する高速道路で、国土交通大臣の認可を受けて機構が指定したものを含む。）をいう。

(第十三条第二項関係)

三 地域路線網に属する高速道路とは、交通上密接な関連を有する二以上の高速道路（二を除く。）で、国土交通大臣の認可を受けて機構が指定したものをいう。

(第十三条第三項関係)

四 機構は、おおむね五年ごとに、第二の一の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき等は、会社に対し、その変更を申し出ることができるものとする。

(第十三条第五項関係)

#### 第四 業務実施計画

一 機構は、会社と協定を締結したとき（第三の一に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあつては、そのすべての会社と協定を締結したとき）は、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、第三の一の2から5までの事項及び

機構の収支予算の明細等を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第十四条第一項関係)

二 国土交通大臣は、一による認可の申請が次の要件のいずれにも適合する場合でなければ、一の認可を  
してはならないものとする。

1 業務実施計画が、協定の内容に適合すること。

2 貸付料の額が、第七の基準に適合するものであること。

3 収支予算が、当該高速道路について、承継債務の返済等の確実かつ円滑な実施が図られるものであること。

(第十四条第四項関係)

#### 第五 道路資産に係る債務の引受け等

機構は、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する時において、認可業務実施計画に定められた機構が  
会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が  
当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けな  
ければならないものとする。

(第十五条第一項関係)

## 第六 道路資産の貸付け等

機構は、認可業務実施計画に従い、会社に対し、その保有する道路資産を貸し付けるとともに、会社から、当該道路資産に係る貸付料を徴収しなければならないものとする。こと。

(第十六条関係)

## 第七 道路資産の貸付料の額の基準

会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料の額は、認可業務実施計画の対象となる高速道路ごとに、機構が収受する当該高速道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該高速道路に係る機構の第二の一の業務に要する費用その他の費用を、その貸付期間内に償うものでなければならないものとする。こと。

(第十七条関係)

## 第八 鉄道施設の利用料の額の基準

鉄道事業者が鉄道施設を利用させる場合における利用料の額の基準に関し必要な事項を定めるものとする。こと。

(第十八条関係)

## 第九 利益及び損失の処理の特例等

機構の業務における利益及び損失の処理について所要の規定を設けること。

(第二十一条関係)

第十 長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券

機構は、業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券を発行することができるものとする。

(第二十二條關係)

第十一 債務保証

政府は、国会の議決を経た金額の範囲において、機構の長期借入金又は日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る債務について保証することができるものとする。

(第二十三條關係)

第十二 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とすること。

(第二十八條關係)

第十三 解散

一 機構は、この法律の施行の日から起算して四十五年を経過する日までに解散するものとする。

(第三十一條第一項關係)

二 機構は、第二の一の業務に係る勘定において、一による解散の日までに承継債務等の返済を完了させ

、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならないものとする。

(第三十一条第二項関係)

#### 第十四 附則

この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行するものとする。ただし、第十二の規定については、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)